

社会保障審議会介護給付費分科会 ヒアリング資料(東京都)

東京都福祉保健局
高齢社会対策部長
狩野 信夫

介護保険施設に係る介護報酬の地域差に関する緊急提言(平成19年5月)

介護報酬のあり方等に関する緊急提言(平成20年6月)

提言の背景

- 15年4月の介護報酬改定(▲4.0%)による介護保険施設の大幅な減収
- 近年の景気回復等による介護分野における人手不足の深刻化

提言の趣旨

- このままでは、東京の介護保険施設が、近い将来において、良質なサービス提供や安定的な経営の維持が困難な事態となりかねない
- そこで、東京の介護保険施設が、将来にわたって、安定的に運営できるよう、望ましい介護報酬のあり方について、見直しの方向性を具体的に提起

有効求人倍率の推移

(全国、新規学卒を除きパートを含む)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
全産業	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06	1.02	(0.85)
老人福祉・介護 保険分野	0.51	0.58	0.69	0.96	1.45	2.22	2.40	(2.51)

※平成20年度は、平成20年4月～7月の平均

全産業：職業安定業務統計(厚生労働省)

老人福祉・介護保険分野：中央福祉人材センター調べ

3

有効求人倍率(全産業、介護関係職種)

(年度平均、パートタイムを含む常用)

区分	全国		東京都	
	19年度	20年度	19年度	20年度
全産業	1.02	(0.85)	1.38	(1.33)
介護関係職種	2.1	(2.13)	3.52	(4.21)

※平成20年度は平成20年4月～7月の平均

※介護関係職種：「福祉施設指導専門員」「福祉施設寮母・寮父」
「その他の社会福祉専門の職業」「家政婦(夫)」「ホームヘルパー」

職業安定業務統計(厚生労働省)

4

平成19年度特別養護老人ホーム等経営実態調査結果

調査結果の要旨

定員規模：特養では「100人未満」と「100人以上」が半々
老健では約1：2で100人以上の施設が多い。

利用者10名あたり職員数：特養・老健とも国の人員配置基準
の約1.4倍の職員を配置している。

勤続年数：介護職（常勤）で 特養5.1年、老健3.7年
介護職（非常勤）で、特養2.8年、老健2.1年

給与平均額：常勤介護職で、特養387.7万円（@年）
老健341.4万円（@年）

課題と感ずること：施設長の7割以上が「人材確保」を挙げている。

人材確保の困難性：理由として「給与水準の低さ」が回答の8割
以上、「業務内容の重労働」が7割以上。

利用率：特養・老健とも95%前後。H16とH18に差はなし。

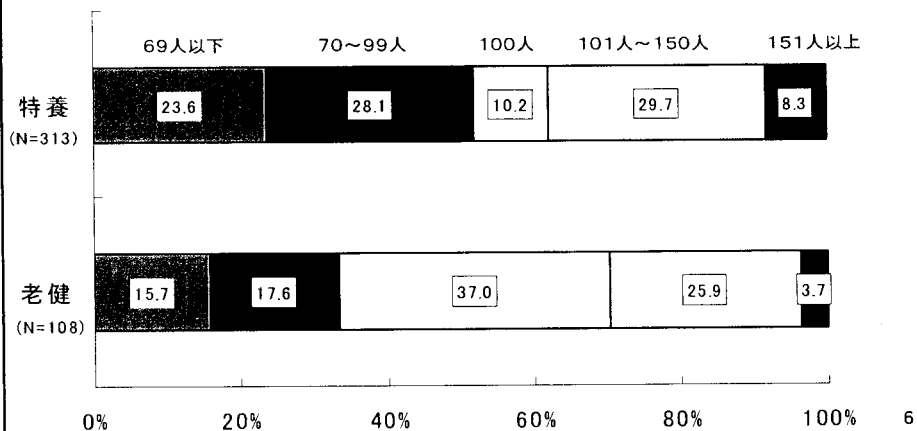
収支差額率：ほとんどの施設で悪化（利用率は変わらない）

人件費比率：平成16年に比べ、平成18年はほとんどの施設が上昇

5

定員規模について、「100人未満」と「100人以上」の施設数を比較すると、特別養護老人ホーム（以下「特養」と言う。）はほぼ半々であるのに対し、介護老人保健施設（以下「老健」という。）は約1：2の割合となっており、100人以上の施設が多い。

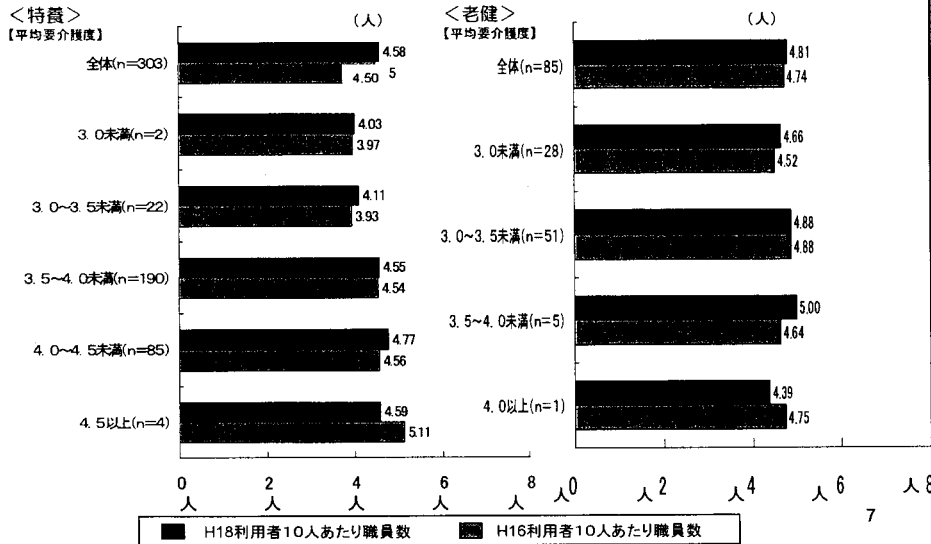
図1 施設の定員規模



特養・老健の利用者10名あたりの職員数（「介護及び看護職員数の計」）は、平成16・18年度ともに、国の人員配置基準の約1.4倍の職員を配置している。

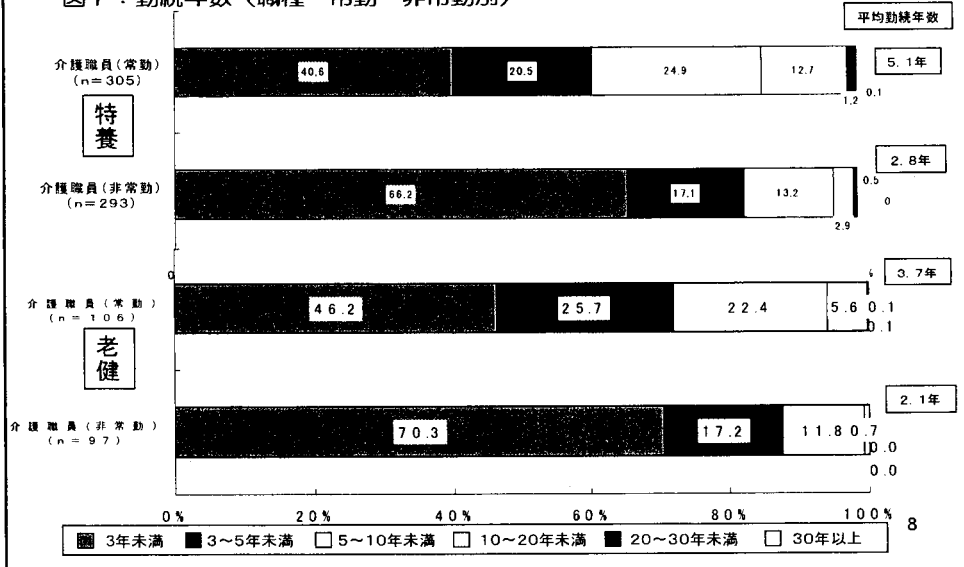
図5：利用者10名あたり職員数

（施設利用者の平均要介護度別）



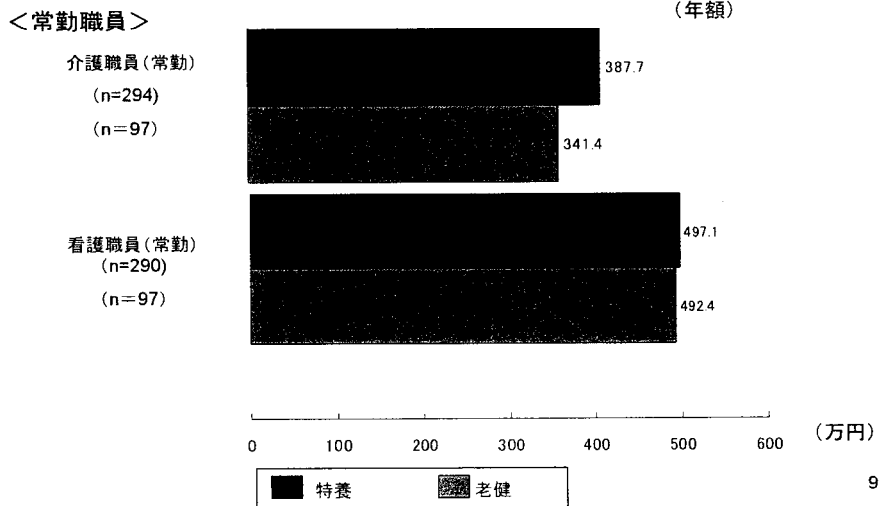
介護職員(常勤)の平均勤続年数は、特養で5.1年、老健で3.7年
介護職員(非常勤)の平均勤続年数は、特養で2.8年、老健で3.1年

図7：勤続年数(職種・常勤・非常勤別)



常勤の介護職員の平均給与額は、特養が年間387.7万円、老健が年間341.4万円となっている。

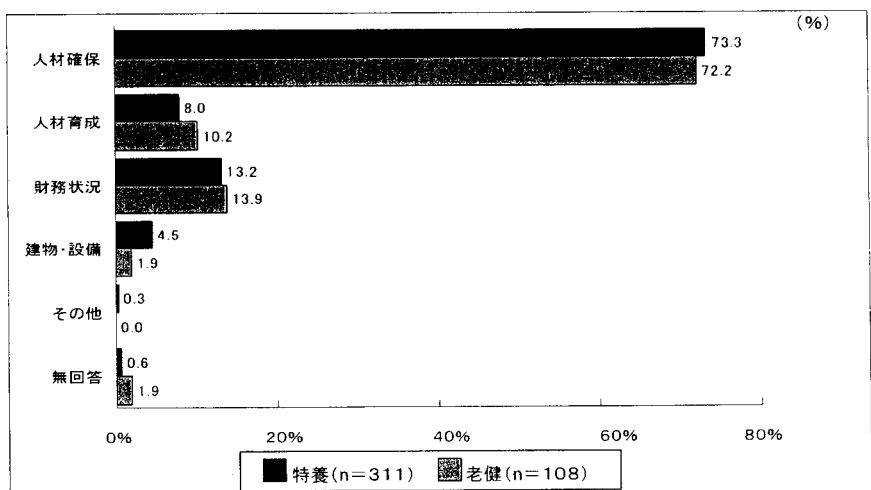
図9：給与平均額（常勤）



9

施設長の7割以上が、緊急に解決の必要な課題として、「人材確保」を挙げている。

図10：解決が必要と感じている課題（単一回答）

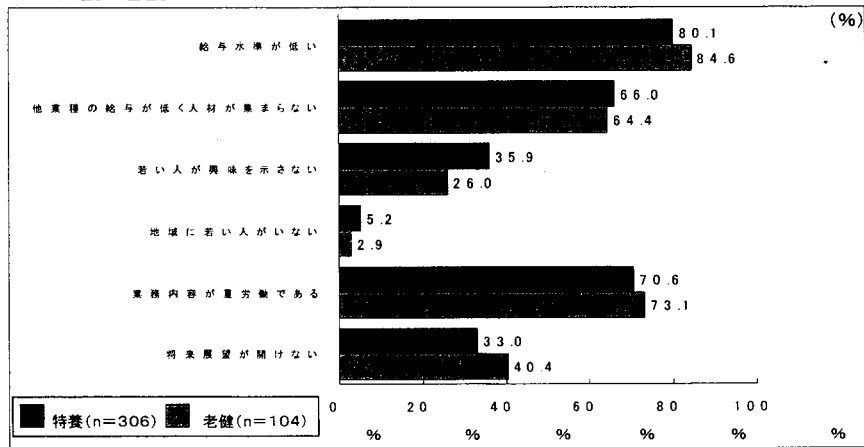


10

施設長の7割以上が緊急に解決の必要な課題として「人材確保」を挙げており、その理由として、特養・老健とも「給与水準が低い」という回答が8割以上、「業務内容が重労働」という回答が7割強を占める。

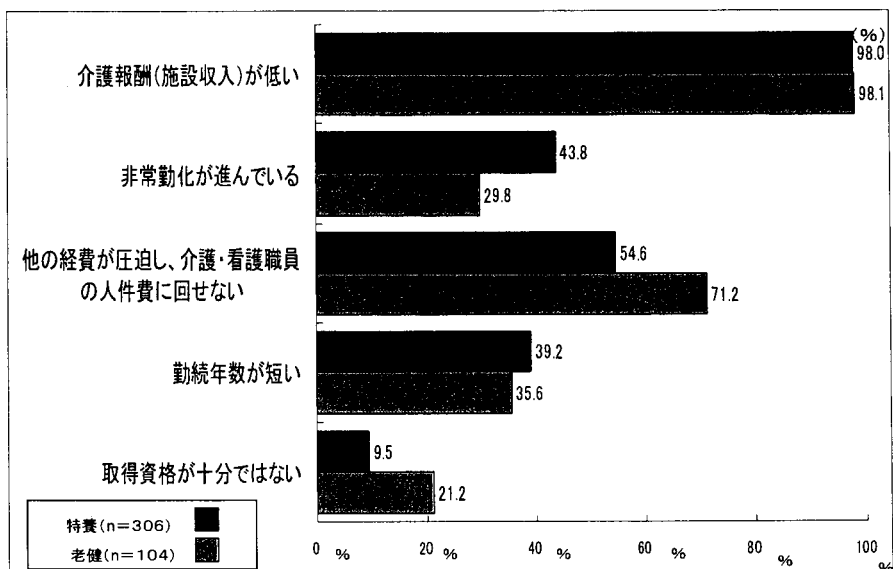
図11：人材確保の困難性と対応

<介護・看護の人材確保が困難と感じる理由（複数回答3つまで）>



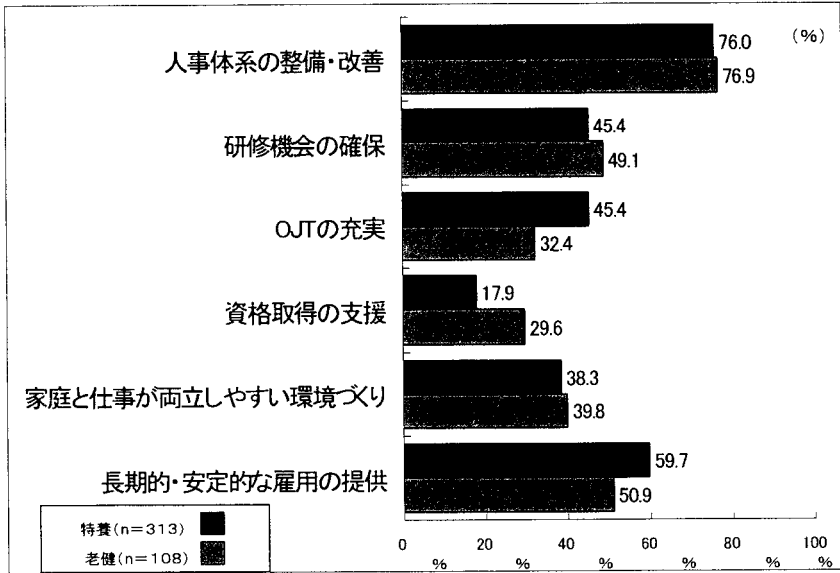
11

<介護・看護職員の給与水準が低い理由>（複数回答3つまで）



12

<人材育成のために対応の必要な課題>(複数回答3つまで)



13

利用率は、特養・老健ともに95%前後で、平成16年度と平成18年度を比較しても、ほとんど差はない。

表12：利用率

(%)

(%)

<特養>		H18 (特養)	H18 (短期)	H16 (特養)	H16 (短期)	<老健>		H18	H16
全体(N=313)		95.0	103.1	94.9	103.1	全体(N=108)		94.5	94.8
地域区分	特別区(n=155)	94.4	108.3	94.2	103.5	特別区(n=53)		93.4	94.2
	特甲地(n=88)	95.1	106.1	94.9	110.3	特甲地(n=44)		95.1	95.1
	乙地(n=54)	96.5	80.2	96.5	90.0	乙地(n=8)		97.0	96.6
	郡部(n=11)	95.4	93.7	95.0	97.6	郡部(n=3)		94.3	95.1
	島上部(n=5)	94.8	83.7	96.8	80.0	無回答(n=0)		-	-
定員規模	無回答(n=0)	-	-	-	-	69人以下(n=17)		92.1	93.4
	69人以下(n=74)	94.3	112.7	94.9	110.6	70~99人(n=19)		95.7	96.4
	70~99人(n=88)	95.4	103.1	94.9	100.8	100人(n=40)		93.6	94.3
	100人(n=32)	94.5	106.5	95.5	108.8	101~150人(n=28)		95.4	94.7
	101~150人(n=93)	95.0	93.3	94.7	95.6	151人以上(n=4)		97.8	96.3
	151人以上(n=26)	96.2	113.5	94.6	114.2	無回答(n=0)		-	-
居室形態	無回答(n=0)	-	-	-	-	多床室(n=10)		94.5	96.0
	多床室(n=98)	95.1	107.5	95.5	109.2	従来型個室(n=0)		-	-
	従来型個室(n=2)	90.6	96.1	93.4	95.3	ユニット型(n=0)		-	-
	ユニット型(n=3)	95.3	73.0	97.5	50.4	一部ユニット型(n=2)		98.0	96.3
	一部ユニット型(n=4)	95.3	94.1	78.7	88.8	一部従来型個室(n=93)		94.5	94.6
	一部従来型個室(n=193)	95.0	101.9	94.9	101.0	無回答(n=3)		-	-
無回答(n=13)	-	-	-	-			-	-	

利用率の求め方：年間延べ利用者数 ÷ (定員数 × 年間総事業日数) ※老健は短期・入所の合計数で算定している。

14

特養・老健とも、利用率は平成16・18年度で大きな差はないが、収支差額率は、ほとんどの施設で悪化している。(18年度:特養3.56%対16年度比△2.88ポイント、老健6.62%同△1.12ポイント)

図13:収支差額率(地域区分別、定員規模別、居室形態別、平成16年度・平成18年度)

		H18		H16	
(%)					
<特養>					
全体(N=313)		3.56	6.44		
地域区分	特別区(n=155)	2.36	6.23		
	特甲地(n=88)	5.03	6.37		
	乙地(n=54)	4.89	7.29		
	郡部(n=11)	2.17	5.00		
	島しょ部(n=5)	3.80	8.25		
無回答(n=0)		-	-		
定員規模	69人以下(n=74)	2.66	5.54		
	70~99人(n=88)	3.45	6.25		
	100人(n=32)	5.47	9.81		
	101~150人(n=93)	3.31	5.86		
	151人以上(n=26)	5.12	7.73		
	無回答(n=0)	-	-		
居室形態	多居室(n=98)	4.26	6.66		
	従来型個室(n=2)	8.01	7.77		
	ユニット型(n=3)	0.87	7.21		
	一部ユニット型(n=4)	11.70	17.11		
	一部従来型個室(n=193)	3.17	6.08		
	無回答(n=13)	-	-		
(%)					
<老健>					
全体(N=108)		6.62	7.74		
地域区分	特別区(n=53)	6.32	8.72		
	特甲地(n=44)	7.50	8.12		
	乙地(n=8)	5.47	7.04		
	郡部(n=3)	2.05	-15.19		
	無回答(n=0)	-	-		
定員規模	69人以下(n=17)	3.47	3.61		
	70~99人(n=19)	7.33	11.31		
	100人(n=40)	3.82	5.08		
	101~150人(n=28)	11.35	11.72		
	151人以上(n=4)	11.47	8.56		
	無回答(n=0)	-	-		
居室形態	多居室(n=10)	8.49	17.31		
	従来型個室(n=0)	-	-		
	ユニット型(n=0)	-	-		
	一部ユニット型(n=2)	-1.67	3.42		
	一部従来型個室(n=93)	6.63	7.57		
	無回答(n=3)	-	-		

※収支差額率(特養):事業活動収入に占める事業活用収支差額(事業活動収入と事業活動収支の差額)

収支差額率(老健):施設運営事業収益に占める施設運営事業利益(施設運営事業収益と施設運営事業費用の差額) 15

職員人件費率についてみると、平成16年度と比べて平成18年度はほとんどの施設で上昇している。(平成18年度:特養63.88%対16年度比+1.66ポイント、老健56.49%、同+1.84ポイント)

表14:職員人件費比率(特養)

(地域区分別、定員規模別、居室形態別、平成16年度・平成18年度)

		H18		H16	
(%)					
<特養>					
全体(N=313)		63.88	62.22		
地域区分	特別区(n=155)	62.93	60.54		
	特甲地(n=88)	64.78	63.93		
	乙地(n=54)	64.30	63.61		
	郡部(n=11)	64.68	62.57		
	島しょ部(n=5)	71.34	67.52		
無回答(n=0)		-	-		
定員規模	69人以下(n=74)	64.75	62.63		
	70~99人(n=88)	62.98	61.86		
	100人(n=32)	62.12	59.81		
	101~150人(n=93)	64.47	62.88		
	151人以上(n=26)	64.59	62.87		
	無回答(n=0)	-	-		
居室形態	多居室(n=98)	64.53	63.51		
	従来型個室(n=2)	62.64	65.53		
	ユニット型(n=3)	65.84	67.48		
	一部ユニット型(n=4)	56.35	52.41		
	一部従来型個室(n=193)	63.69	61.87		
	無回答(n=13)	-	-		
(%)					
全体(N=313)		72.22	69.42		
地域区分	特別区(n=155)	73.32	69.95		
	特甲地(n=88)	71.38	69.30		
	乙地(n=54)	70.43	68.35		
	郡部(n=11)	72.67	68.69		
	島しょ部(n=5)	73.05	69.29		
無回答(n=0)		-	-		
定員規模	69人以下(n=74)	73.79	70.60		
	70~99人(n=88)	72.22	70.19		
	100人(n=32)	70.12	65.70		
	101~150人(n=93)	72.20	69.41		
	151人以上(n=26)	70.40	68.09		
	無回答(n=0)	-	-		
居室形態	多居室(n=98)	71.88	69.54		
	従来型個室(n=2)	65.62	67.76		
	ユニット型(n=3)	68.50	69.01		
	一部ユニット型(n=4)	65.79	58.59		
	一部従来型個室(n=193)	72.48	69.65		
	無回答(n=13)	-	-		

※委託費として計上される費用の例:給食、清掃の委託費用、派遣職員の費用等。

16

現行の介護報酬の「地域差」の仕組み

(1単位あたりの単価)

〈東京特別区に所在する介護保険施設の場合〉
 $10円 + (10円 \times 40\% \times 12\%) = 10.48円$

(算定の考え方)

- ・事業支出に占める人件費の割合は40%と設定
- ・人件費の地域差に係る指数は12%(国家公務員調整手当の支給率)
- ・物価水準等の物件費に係る地域差は一切考慮されていない

17

介護報酬の地域区分

地域区分	地域	
特別区	東京23区特別区	
特別区	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、立川市、府中市、多摩市、昭島市、調布市、国分寺市、町田市、小金井市、小平市、国立市、日野市、東村山市、狛江市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市他
	愛知県	名古屋市
	京都府	京都市
	大阪府	大阪市、堺市他
甲地	兵庫県	神戸市、尼崎市他
	埼玉県	さいたま市
	千葉県	千葉市
	神奈川県	逗子市他
	大阪府	貝塚市、岸和田市他
	福岡県	福岡市
乙地	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県他	札幌市、仙台市、所沢市、川越市、船橋市、習志野市、小田原市、茅ヶ崎市、静岡市他
	東京都	東大和市、清瀬市、福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、東久留米市、武蔵村山市
その他	すべての都道府県	その他の地域(都内は14市町村)

18

介護報酬のサービス別単価表

サービスの種類	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 (以上の介護予防含む)	10.72 円	10.60 円	10.36 円	10.18 円	10.00 円
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス (以上の介護予防含む)	10.48 円	10.40 円	10.24 円	10.12 円	10.00 円
福祉用具貸与、居宅療養管理指導 (以上の介護予防含む)	10.00 円	10.00 円	10.00 円	10.00 円	10.00 円

19

介護人材の定着・確保に向けた介護報酬のあり方等に関する緊急提言
～超高齢社会において安定的に介護サービスを提供するために～

継続

介護報酬に関する提言

介護保険施設に係る介護報酬の地域差等に関する提言(19年5月)

提言1 介護保険施設の人件費比率の設定を引き上げるべき

提言2 賃金水準の地域差をより適正に反映すべき

提言3 物価水準等の地域差を新たに反映すべき

提言4 定員規模に応じた段階的な報酬設定とすべき

提言5 離島等の特養への特別地域加算を創設すべき

20

職員人件費率についてみると、平成16年度と比べて平成18年度はほとんどの施設で上昇している。(平成18年度:特養63.88% 対16年度比+1.66ポイント、老健56.49%、同+1.84ポイント)

表14:職員人件費比率(特養)

(地域区分別、定員規模別、居室形態別、平成16年度・平成18年度)

<特養>			(%)		<老健>			(%)			
	H18 (委託費を 含まない)	H16 (委託費を 含まない)				H18 (委託費を 含む)	H16 (委託費を 含む)				
全体(N=313)	63.88	62.22	全体(N=313)	72.22	69.42	66.28	63.69				
地域区分	特別区(n=155)	62.93	60.54	地域区分	特別区(n=155)	73.32	69.95	地域区分	特別区(n=53)	55.54	53.32
	特甲地(n=88)	64.78	63.93		特甲地(n=88)	71.38	69.30		特甲地(n=44)	57.77	55.94
	乙地(n=54)	64.30	63.61		乙地(n=54)	70.43	68.35		乙地(n=8)	56.44	54.93
	郡部(n=11)	64.68	62.57		郡部(n=11)	72.67	68.69		郡部(n=3)	52.63	59.84
	島しょ部(n=5)	71.34	67.52		島しょ部(n=5)	73.05	69.29		無回答(n=0)	-	-
定員規模	無回答(n=0)	-	-	無回答(n=0)	-	-	-	無回答(n=0)	-	-	
	69人以下(n=74)	64.75	62.63	定員規模	69人以下(n=74)	73.79	70.60	定員規模	69人以下(n=17)	61.17	61.25
	70~99人(n=88)	62.98	61.86		70~99人(n=88)	72.22	70.19		70~99人(n=19)	59.91	55.32
	100人(n=32)	62.12	59.81		100人(n=32)	70.12	65.70		100人(n=40)	55.04	54.03
	101~150人(n=93)	64.47	62.88		101~150人(n=93)	72.20	69.41		101~150人(n=28)	54.14	51.96
	151人以上(n=26)	64.59	62.87		151人以上(n=26)	70.40	68.09		151人以上(n=4)	56.26	53.00
無回答(n=0)	-	-	無回答(n=0)		-	-	無回答(n=0)		-	-	
居室形態	多床室(n=98)	64.53	63.51	居室形態	多床室(n=98)	71.88	69.54	居室形態	多床室(n=10)	57.81	49.03
	従来型個室(n=2)	62.64	65.53		従来型個室(n=2)	65.62	67.76		従来型個室(n=0)	-	-
	ユニット型(n=3)	65.84	67.48		ユニット型(n=3)	68.50	69.01		ユニット型(n=0)	-	-
	一部ユニット型(n=4)	56.35	52.41		一部ユニット型(n=4)	65.79	58.59		一部ユニット型(n=2)	59.57	55.62
	一部従来型個室(n=193)	63.69	61.87		一部従来型個室(n=193)	72.48	69.65		一部従来型個室(n=93)	56.11	54.90
	無回答(n=13)	-	-		無回答(n=13)	-	-		無回答(n=3)	-	-

※委託費として計上される費用の例:給食、清掃の委託費用、派遣職員の費用等。

21

表14:職員人件費比率(老健)

(地域区分別、定員規模別、居室形態別、平成16年度・平成18年度)

<老健>			(%)		<老健>			(%)			
	H18 (委託費を 含まない)	H16 (委託費を 含まない)				H18 (委託費を 含む)	H16 (委託費を 含む)				
全体(N=108)	56.49	54.65	全体(N=108)	66.28	63.69	66.28	63.69				
地域区分	特別区(n=53)	55.54	53.32	地域区分	特別区(n=53)	65.47	61.89	地域区分	特別区(n=53)	55.54	53.32
	特甲地(n=44)	57.77	55.94		特甲地(n=44)	67.62	65.52		特甲地(n=44)	57.77	55.94
	乙地(n=8)	56.44	54.93		乙地(n=8)	64.99	63.41		乙地(n=8)	56.44	54.93
	郡部(n=3)	52.63	59.84		郡部(n=3)	62.72	71.46		郡部(n=3)	52.63	59.84
	無回答(n=0)	-	-		無回答(n=0)	-	-		無回答(n=0)	-	-
定員規模	69人以下(n=17)	61.17	61.25	定員規模	69人以下(n=17)	70.54	69.28	定員規模	69人以下(n=17)	61.17	61.25
	70~99人(n=19)	59.91	55.32		70~99人(n=19)	68.85	62.17		70~99人(n=19)	59.91	55.32
	100人(n=40)	55.04	54.03		100人(n=40)	64.97	63.49		100人(n=40)	55.04	54.03
	101~150人(n=28)	54.14	51.96		101~150人(n=28)	64.78	62.29		101~150人(n=28)	54.14	51.96
	151人以上(n=4)	56.26	53.00		151人以上(n=4)	64.17	62.85		151人以上(n=4)	56.26	53.00
	無回答(n=0)	-	-		無回答(n=0)	-	-		無回答(n=0)	-	-
居室形態	多床室(n=10)	57.81	49.03	居室形態	多床室(n=10)	66.70	58.10	居室形態	多床室(n=10)	57.81	49.03
	従来型個室(n=0)	-	-		従来型個室(n=0)	-	-		従来型個室(n=0)	-	-
	ユニット型(n=0)	-	-		ユニット型(n=0)	-	-		ユニット型(n=0)	-	-
	一部ユニット型(n=2)	59.57	55.62		一部ユニット型(n=2)	70.89	65.82		一部ユニット型(n=2)	59.57	55.62
	一部従来型個室(n=93)	56.11	54.90		一部従来型個室(n=93)	65.94	63.85		一部従来型個室(n=93)	56.11	54.90
	無回答(n=3)	-	-		無回答(n=3)	-	-		無回答(n=3)	-	-

※委託費として計上される費用の例:給食、清掃の委託費用、派遣職員の費用等。

22

一般労働者の所定内給与額

(産業計、月額)

区分	全国計		東京都	
	金額	指数	金額	指数
男性	336.7千円	100	415.6千円	123.4
女性	225.2千円	100	282.1千円	125.3

平成19年賃金構造基本統計調査(平成20年3月厚生労働省)

23

短時間労働者の所定内給与額

(産業計、1時間あたり)

区分	全国計		東京都	
	金額	指数	金額	指数
男性	1,085円	100	1,252円	115.4
女性	962円	100	1,150円	119.5

平成19年賃金構造基本統計調査(平成20年3月厚生労働省)

24

職種別所定内賃金

(支払形態:月給)

区分	全国計		東京都	
	金額	指数	金額	指数
介護職員	1925.9 百円	100	2255.1 百円	117.1
看護師・准看護師	2561.3 百円	100	3100.2 百円	121.0
生活相談員または支援相談員	2315.8 百円	100	2821.5 百円	121.8

事業所における介護労働の実態調査
(平成20年7月財団法人介護労働安定センター)

25

消費者物価の地域差

区分	全国平均	大都市 (政令市、 東京特別区)	東京特別区
指数	100	104.7	110.9

平成19年平均消費者物価地域差指数(総合)
(平成20年総務省統計局)

26

都道府県地価(平成19年平均地価)

	全国 (47都道府県単純平均)		東京都	
	価格	指数	価格	指数
住宅地	58,064 円/㎡	100	354,100 円/㎡	609.8
商業地	162,991 円/㎡	100	1,657,300 円/㎡	1016.8

平成19年都道府県地価調査(平成19年7月国土交通省)

27

全国家賃指数(東京都=100)

			家賃指数
東京都			100.0
家賃上位	1	神奈川県	79.5
	2	大阪府	65.9
	3	埼玉県	64.6
	4	千葉県	62.3
	5	兵庫県	59.5
家賃下位	43	愛媛県	37.4
	44	高知県	37.1
	45	宮崎県	37.1
	46	大分県	36.7
	47	沖縄県	34.5

平成14年全国物価統計調査(総務省統計局)

28

特養・老健とも、利用率は平成16・18年度で大きな差はないが、収支差額率は、ほとんどの施設で悪化している。(18年度：特養3.56%対16年度比△2.88ポイント、老健6.62%同△1.12ポイント)

図13：収支差額率（地域区分別、定員規模別、居室形態別、平成16年度・平成18年度）

		H18		H16	
(%)					
<特養>					
全体(N=313)		3.56	6.44		
地域区分	特別区(n=155)	2.36	6.23		
	特甲地(n=88)	5.03	6.37		
	乙地(n=54)	4.89	7.29		
	郡部(n=11)	2.17	5.00		
	無回答(n=0)	-	-		
定員規模	69人以下(n=74)	2.66	5.54		
	70~99人(n=88)	3.45	6.25		
	100人(n=32)	5.47	9.81		
	101~150人(n=93)	3.31	5.86		
	151人以上(n=26)	5.12	7.73		
	無回答(n=0)	-	-		
居室形態	多居室(n=98)	4.26	6.66		
	従来型個室(n=2)	8.01	7.77		
	ユニット型(n=3)	0.87	7.21		
	一部ユニット型(n=4)	11.70	17.11		
	一部従来型個室(n=193)	3.17	6.08		
	無回答(n=13)	-	-		
(%)					
<老健>					
全体(N=108)		6.62	7.74		
地域区分	特別区(n=53)	6.32	8.72		
	特甲地(n=44)	7.50	8.12		
	乙地(n=8)	5.47	7.04		
	郡部(n=3)	2.05	-15.19		
	無回答(n=0)	-	-		
定員規模	69人以下(n=17)	3.47	3.61		
	70~99人(n=19)	7.33	11.31		
	100人(n=40)	3.82	5.09		
	101~150人(n=28)	11.35	11.72		
	151人以上(n=4)	11.47	8.56		
	無回答(n=0)	-	-		
居室形態	多居室(n=10)	8.49	17.31		
	従来型個室(n=0)	-	-		
	ユニット型(n=0)	-	-		
	一部ユニット型(n=2)	-1.67	3.42		
	一部従来型個室(n=93)	6.63	7.57		
	無回答(n=3)	-	-		

※収支差額率(特養)：事業活動収入に占める事業活用収支差額(事業活動収入と事業活動収支の差額)

収支差額率(老健)：施設運営事業収益に占める施設運営事業利益(施設運営事業収益と施設運営事業費用の差額)

29

新規

介護報酬に関する提言

提言6 人員配置基準について、実態を踏まえたものに改めるとともに、介護報酬上適切に評価すべき

- 施設では利用者の重度化に対応するため、平均で国基準の約1.4倍の人員を配置
- ユニット型個室は従来型施設より多くの人員配置が必要となるが、現行の報酬水準は不十分

提言7 国家資格の有資格者を配置している場合は、有資格者数に応じて介護報酬上評価すべき

- 施設は国家資格の有資格者を積極的に配置しているが、介護報酬上では評価されていない
- 施設は職員の資格取得のため、費用の補助や勤務時間の便宜等を図っている

提言8 職員の定着のため、事業者が職員のこれまでの職務経験などを適切に反映できる介護報酬とすべき

- 質の高いサービスを安定的に提供するためには、職員の定着とスキルアップを図ることが不可欠
- 現場における核となる職員が育ちにくく、人材育成も困難

提言9 小規模多機能型居宅介護について、介護報酬単価を見直すとともに、要介護1、2の介護報酬を引き上げるべき

- 都内及び首都圏3県の事業所の3分の2が事業所単体で赤字
- サービス利用の実態と異なり、要介護度1、2の報酬が著しく低く設定されている

提言10 小規模事業である認知症高齢者グループホームの経営安定のため、介護報酬体系を見直すべき

- 定員が最大でも18名という小規模な事業のため、スケールメリットが働かない
- 介護報酬の9割近くを人件費に充てている

30

基準・規制緩和に関する提言

新規

1 特別養護老人ホームについて、施設建物の貸与を受けて設置することができるよう要件緩和すべき

新規

2 介護保険施設の居住費の補足給付額について、地価等の地域差を反映すべき

新規

3 小規模多機能型居宅介護事業所について、登録定員の上限や宿泊サービスの利用定員の規制を緩和するとともに、宿泊室の空室を登録者以外の者が利用できるようにすべき

新規

4 認知症高齢者グループホームについて、地域の実情に応じて3ユニット程度まで緩和すべき

新規

5 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算について、事業継続とのバランスに配慮した制度とすべき

31